

第5 仲裁法

1 仲裁法制定

仲裁法は、2003（平成15）年8月1日に公布され、2004（平成16）年3月1日に施行された。社会の複雑化・多様化、国際化が進展する中で、紛争について多様な解決制度を整備する必要があるという認識の下、特に、共通の手続や価値観のない国際紛争にあっては、特定の国家の裁判所による訴訟ではなく仲裁による紛争解決のほうがより実効性のある迅速な解決手段でありながら、旧仲裁法は、現代の社会経済状況に適合しないばかりでなく、各国で採用されている国連国際商取引法委員会（アンシトラル）のモデル法とも内容的にかけ離れていたため、新たな仲裁法が制定されるに至った。

2 仲裁法の構成・概要等

仲裁法は、総則、仲裁合意、仲裁人、仲裁廷の特別の権限、仲裁手続の開始及び仲裁手続における審理、仲裁判断の終了、仲裁判断の取消し、仲裁判断の承認及び執行決定、雑則、罰則の10章55条及び附則22条で構成されており、特に、①仲裁合意については、明確化のため書面によるものとしつつ、通信手段の発達を踏まえて、電子メールによることも認めたこと、②仲裁人選定と権限確定の手続を公正迅速化したこと、③仲裁判断書の記載、取消事由、執行許可等についても国際的標準に従って整備したことが特筆される。

ところで、この仲裁法にあっては、当分の間、①消費者と事業者との間に成立した仲裁合意は消費者が解除できること、②個別労働関係紛争を対象とした仲裁合意は無効とするという重要な規定が附則に置かれているが、個別労働関係紛争については、労働検討会で早急に結論を出すことを前提に暫定的無効とされたものの、その後、すでに労働審判など裁判よりも迅速で柔軟な手続が法定化され実施されている反面、労働契約法（2008〔平成20〕年3月1日施行）でも仲裁による解決の可否については定めがない。したがって未だ仲裁法附則の暫定的規定に依拠している不安定な状況であり、これを早急に確定是正することが望まれる。

3 これからの課題

仲裁法の制定を契機として、これまで我が国の紛争解決制度として利用されることがほとんどなかった仲裁制度が改めて脚光を浴びることになり、この制度が活用されることが期待される。

他方、消費者との関係で議論されたように、業者が設営する仲裁機関等で適正な仲裁判断がなされるかという問題を含んでいることも事実である。

そこで、今まで（あっせん）仲裁センター（紛争解決センターの名称を用いる弁護士会もある）を開設して迅速な紛争解決を行ってきた弁護士会では、仲裁制度の有用性を市民に認識してもらうために仲裁について広報するとともに、未設置の弁護士会では、市民が利用しやすいように仲裁センターの開設を促進する必要があると考える。

また、仲裁の専門性を高めるための組織作りが必要であり、弁護士を中心として設立された公益社団法人日本仲裁人協会の活動が期待される場所である。

さらに、前述のとおり、市民生活及び中小企業を含めた経済活動のグローバル化が進む中で、国内における国際仲裁及び国際調停手続を活性化し、市民や企業による紛争解決へのアクセスを容易にするために、国際仲裁センター等の物的施設の整備、仲裁法制とソフトローを含めた実務指針の整備、国際仲裁機関の拡充、実務家の養成など物的及び人的インフラ整備を図ることが課題である。この旨は、日弁連が2017（平成29）年2月に公表した「日本における国際仲裁機能を強化することに関する意見書」においても、政府への施策提案として具体化されている。